

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
<p>（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p>	土木一式工事	土木工事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級又は2級建設機械施工技士 □ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） □ 技術士（建設部門、農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「水産土木」） □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」）
<p>（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p>	建築一式工事	建築工事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築） □ 1級又は2級建築士
<p>◇大工工事 ◇型枠工事 ※1 ◇造作工事</p>	大工工事	大工工事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級建築施工管理技士（建築）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 1級又は2級建築士若しくは木造建築士 □ 技能検定1級の建築大工・型枠施工 □ 技能検定2級の建築大工・型枠施工に合格後、大工工事に3年以上の実務経験を有する者 □ 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に8年を超える実務経験を有する者 □ 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に8年を超える実務経験を有する者 □ 登録基幹技能者（型枠、建築大工、建築測置）
<p>◇とび工事 ◇ひき工事 ◇足場等仮設工事 ◇重量物の搬運運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事 ◇コンクリートブロック据付工事 ◇くい工事 ◇くい打ち工事 ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工事 ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事 ◇盛土工事 ◇コンクリート工事 ◇コンクリート打設工事 ※1 ◇コンクリート圧送工事 ◇プレストレストコンクリート工事 ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事 ◇ボーリンググラウト工事 ◇土留め工事 ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇法面保護工事 ◇道路付属物設置工事 ◇屋外広告物設置工事 ◇捨石工事 ◇外構工事 ◇はつり工事 ◇切断穿孔工事 ◇アンカー工事 ◇あと施工アンカー工事 ◇潜水工事</p>	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級建設機械施工技士 □ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木又は薬液注入） □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体） □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級建築施工管理技士（建築、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 技術士（建設部門、農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」） □ 技能検定1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工 □ 技能検定2級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工に合格後、とび・土工・コンクリート工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □ 地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者 □ 基礎施工士 □ 登録基幹技能者（橋梁、コンクリート圧送、トンネル、機械土工、PC、嵩・土工、切断穿孔、エクステリア、グラウト、運動施設、基礎工、標識・路面標示）
<p>◇左官工事 ◇モルタル工事 ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事 ◇とぎ出し工事 ◇洗い出し工事</p>	左官工事	左官工事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 技能検定1級の左官若しくは2級の左官に合格後、左官工事に3年以上の実務経験を有する者 □ 登録基幹技能者（左官、外壁仕上）
<p>◇石積（張）工事 ◇コンクリートブロック積（張）工事</p>	石工事	石工事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） □ 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □ 技能検定1級のブロック建築・石材施工（又は、コンクリート積みブロック施工（H23資格廃止）） □ 技能検定2級のブロック建築・石材施工（又は、コンクリート積みブロック施工（H23資格廃止））に合格後、石工事に3年以上の実務経験を有する者 □ 登録基幹技能者（エクステリア）
<p>◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事 ◇空調設備工事 ◇給排水・給湯設備工事 ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事 ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事 ◇ガス配管工事 ◇ダクト工事 ◇管内更正工事</p>	管工事	管工事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級又は2級管工事施工管理技士 □ 技術士（機械部門・選択科目「流体工学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体工学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） □ 水道法による給水装置工事主任技術者を取得し、1年以上の実務経験を有するもの □ 技能検定1級の冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」 □ 技能検定2級の冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」合格後、管工事に3年以上の実務経験を有する者 □ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格者（「建設設備士」）で1年以上の実務経験を有する者 □ 登録基幹技能者（配管、ダクト、冷凍空調） □ （一社）日本計装工業会が実施する「登録計装試験（1級計装士技術審査）」に合格した者

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
<ul style="list-style-type: none"> ◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事 ◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 ◇屋外広告塔工事 ◇閘門・水門等の門扉設置工事 	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理又は2級土木施工管理技術士（土木） □1級建築施工管理又は2級の建築施工管理技術士（躯体） □1級建築士 □技術士（建設部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」） □技能検定1級の鉄工・選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」 □技能検定2級の鉄工・選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」に合格後、鋼構造物に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（橋梁）
<ul style="list-style-type: none"> ◇鉄筋加工組立工事 ◇ガス圧接工事 	鉄筋工事	鉄筋工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技術士又は1級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技術士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技術士又は2級の建築施工管理技術士（躯体） □1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技術士（建築、仕上げ）又は2級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技術士又は1級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技術士又は2級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技術士又は1級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技術士又は2級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級の鉄筋組立 □技能検定1級の鉄筋施工 □技能検定2級の鉄筋施工に合格後、鉄筋工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（鉄筋、PC、圧接）
<ul style="list-style-type: none"> ◇アスファルト舗装工事 ◇コンクリート舗装工事 ◇ブロック舗装工事 ◇路盤築造工事 	舗装工事	舗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理又は2級土木施工管理技術士（土木） □1級又は2級建設機械施工技術士 □技術士（建設部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） □登録基幹技能者（運動施設）
<ul style="list-style-type: none"> ◇屋根ふき工事 	屋根工事	屋根工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技術士又は1級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技術士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技術士又は2級建築施工管理技術士（仕上げ） □1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技術士（建築、躯体）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技術士又は1級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技術士又は2級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級又は2級建築士 □技能検定1級の建築板金、建築板金以外、かわらぶき □技能検定2級の建築板金、建築板金以外、かわらぶきに合格後、屋根工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（建築板金） □建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に、12年以上の実務経験を有する者のうち屋根工事業に係る建設工事に、8年を超える実務経験を有する者
<ul style="list-style-type: none"> ◇発電設備工事 ◇送配電線工事 ◇引込線工事 ◇変電設備工事 ◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 ◇照明設備工事 ◇電車線工事 ◇信号設備工事 ◇ネオン装置工事 	電気工事	電気工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級、2級電気工事施工管理技術士 □技術士（電気電子部門、建設部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」） □第1種電気工事士 □第2種電気工事士の免状の交付後、実務経験3年以上の実務経験を有する者 □第1種、第2種、第3種電気主任技術者免状の交付後電気工事に、5年以上の実務経験を有する者 □建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格者（「建設設備士」）で1年以上の実務経験を有する者 □1級計装士の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（電気工事）
<ul style="list-style-type: none"> ◇コンクリートブロック積（張）工事 ◇レンガ積（張）工事 ◇タイル張り工事 ◇築炉工事 ◇石綿スレート張り工事 	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技術士又は1級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技術士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技術士又は2級建築施工管理技術士（躯体、仕上げ） □1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技術士（建築）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技術士又は1級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技術士又は2級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級又は2級建築士 □技能検定1級のタイル張り、築炉、ブロック建築 □技能検定2級のタイル張り、築炉、ブロック建築 一に合格後、タイル・レンガ・ブロック工事に、3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（エクステリア、ALC、タイル張り）

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
<ul style="list-style-type: none"> ◇板金加工取付工事 ◇建築板金工事 	板金工事	板金工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級の工場板金、建築板金、建築板金以外 □技能検定2級の工場板金、建築板金、建築板金以外、合格後、板金工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（建築板金）
◇ガラス加工取付工事	ガラス工事	ガラス工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級のガラス施工 □技能検定2級のガラス施工に合格後、ガラス工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し1.2年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録基幹技能者（硝子工事）
<ul style="list-style-type: none"> ◇塗装工事 ◇溶射工事 ◇ライニング工事 ◇布張り仕上げ工事 ◇鋼構造物塗装工事 ◇路面標示工事 	塗装工事	塗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） □1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（土木、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級の塗装もしくは路面標示施工 □技能検定2級の塗装もしくは路面標示施工に合格後、塗装工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（建設塗装、外壁仕上、標識・路面標示）
◇浚渫工事	浚渫工事	浚渫工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） □1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（建設部門、水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」） □土木工事業及び浚渫工事業に係る建設工事に関し、1.2年以上の実務経験を有する者のうち浚渫工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録基幹技能者（海上起重）
<ul style="list-style-type: none"> ◇アスファルト防水工事 ◇モルタル防水工事 ◇シーリング工事 ◇塗膜防水工事 ◇シート防水工事 ◇注入防水工事 	防水工事	防水工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級の防水施工 □技能検定2級の防水施工に合格後、防水工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し1.2年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録基幹技能者（防水、外壁仕上げ）
<ul style="list-style-type: none"> ◇インテリア工事 ◇天井仕上げ工事 ◇壁張り工事 ◇内装間仕切り工事 ◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事 ◇ふすま工事 ◇家具工事 ◇防音工事 	内装仕上工事	内装仕上工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級又は2級建築士 □技能検定1級の畳製作、内装仕上げ施工もしくは表装 □技能検定2級の畳製作、内装仕上げ施工もしくは表装に合格後、内装仕上げ工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し1.2年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し1.2年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録基幹技能者（内装仕上工事）

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
<p>◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事 ◇内燃力発電設備工事 ◇集塵機器設置工事 ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事 ◇ダム用仮設備工事 ◇遊戯施設設置工事 ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事 ◇立体駐車場設備工事</p>	<p>機械器具 設置工事</p>	<p>機械器具 設置事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級電気工事施工管理技士又は1級電気工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（機械部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）</p>
<p>◇冷暖房設備 ◇冷凍冷蔵設備 ◇動力設備又は燃料工業 ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事</p>	<p>熱絶縁工事</p>	<p>熱絶縁工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □2級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級の熱絶縁施工 □技能検定2級の熱絶縁施工に合格後、熱絶縁工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録基幹技能者（保温保冷、ウレタン断熱）</p>
<p>◇電気通信線路設備工事 ◇電気通信機械設置工事 ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事 ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事 ◇TV電波障害防除設備工事</p>	<p>電気通信工事</p>	<p>電気通信工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □技術士（電気電子部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」） □1級電気通信工事施工管理技士又は2級電気通信工事施工管理技士 □電気通信主任技術者資格証の交付を受けた後、5年以上の実務経験を有する者 □工事担任者（第一級アナログ及びデジタル通信の両方、総合通信）の交付を受け、3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（電気工事）</p>
<p>◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事 ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事 ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事 ◇屋上等緑化工事</p>	<p>造園工事</p>	<p>造園工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級又は2級造園施工管理技士 □技術士（建設部門、森林部門・選択科目「林業」「森林土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、森林部門・選択科目「林業」「森林土木」） □技能検定1級の造園 □技能検定2級の造園に合格後、造園工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（造園、運動施設）</p>
<p>◇さく井工事 ◇観測井工事 ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事 ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事 ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事 ◇揚水設備工事</p>	<p>さく井工事</p>	<p>さく井工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（上下水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） □技能検定1級のさく井 □技能検定2級のさく井に合格した後さく井工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（さく井）</p>
<p>◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事 ◇金属製カーテンウォール取付工事 ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事 ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事</p>	<p>建具工事</p>	<p>建具工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級の建具製作、カーテンウォール施工もしくはサッシ施工 □技能検定2級の建具製作、カーテンウォール施工もしくはサッシ施工に合格後、3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（サッシ・カーテンウォール）</p>

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事	水道施設工事	水道施設工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） □1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技士又は1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理」「廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、衛生工学部門・選択科目「水質管理」「廃棄物管理」） □土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしこ・救急袋・暖降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設工事	消防施設工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級電気工事施工管理技士又は1級電気工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □消防法による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者 □登録基幹技能者（消火設備）
◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事	清掃工事	清掃施設工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技士又は1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」）
◇工作物解体工事	解体工事	解体工事業	<ul style="list-style-type: none"> □高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）※2 □1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築、躯体）※2 □1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）※2 □技能検定1級のとび※3 □技能検定2級のとび合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者※3 □解体工事施工技士 □土木工事業（又は建築工事業、又はとび・土工事業）及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有するもの ■令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。

指定学科	業種分類
土木工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇左官工事業 ◇とび・土工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇外・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇浚渫工事業 ◇防水工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇さく井工事業 ◇解体工事業
都市工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道工事業 ◇清掃施設工事業 ◇造園工事業
衛生工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇さく井工事業
交通工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業
建築学	◇左官工事業 ◇とび・土工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇外・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇器械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇防水工事業 ◇解体工事業
機械工学	◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇さく井工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇浚渫工事業
電気工学	◇電気工事業 ◇電気通信工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業
電気通信工学	◇電気工事業 ◇電気通信工事業
林学	◇造園工事業
鉱山学	◇さく井工事業

（注） 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）

（注） 専門学校は、学校教育法に定める指定学科と認められていません。

※1 とび・土工事業と異なり、大工事業の許可で請け負うことができる型枠工事は、木製の型枠工事にかぎります。

※2 令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

技術士合格者については、平成28年度以降合格者も解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

※3 令和3年3月31日までは、平成28年6月1日時点で2級合格者かつ「とび・土工事業」に関する所定の実務経験を有するものは「解体工事業」の技術者として認められます。

なお、令和3年4月1日以降は、1級又は2級合格者も解体工事に関する所定の実務経験が必要となります。

II. 監理技術者となりうる資格一覧表

- 建設業法第15条第2号イ
国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（下表参照）
- 建設業法第15条第2号ロ
第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事(4,500万円以上)で、発注者から直接請け負い、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- 建設業法第15条第2号ハ
国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（下表参照）
また、当該認定が有効期間の満了により効力を失った者で、有効期間の満了の翌日から起算して六月以内に(財)全国建設研修センター、(財)建設業振興基金、(社)日本建設機械化協会が実施する監理技術者講習を受講したもののうち、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イと同等以上の能力を有する者と認める者。

○表一建設業法第15条第2号イ又はロの資格一覧

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る監理技術者の資格
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	土木工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建設機械施工技術士 □1級土木施工管理技術士 □技術士（建設部門、農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建築工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技術士 □1級建築士 ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)建設業振興基金の行う平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
◇大工工事 ◇型枠工事 ◇造作工事	大工工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技術士 □1級建築士
◇とび工事 ◇ひき工事 ◇足場等仮設工事 ◇重量物の揚重運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事 ◇コンクリートブロック据付工事 ◇工作物解体工事 ◇くい工事 ◇くい打ち工事 ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工 ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事 ◇盛土工事 ◇コンクリート工事 ◇コンクリート打設工事 ◇コンクリート圧送工事 ◇プレストレストコンクリート工事 ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事 ◇ボーリンググラウト工事 ◇土留め工事 ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇法面保護工事 ◇道路付属物設置工事 ◇屋外広告物設置工事 ◇捨石工事 ◇外構工事 ◇はつり工事 ◇切断穿孔工事 ◇アンカー工事 ◇あと施工アンカー工事 ◇潜水工事	とび・土工工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建設機械施工技術士 □1級土木施工管理技術士 □1級建築施工管理技術士 □技術士（建設部門、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」）
◇左官工事 ◇モルタル工事 ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事 ◇とぎ出し工事 ◇洗い出し工事	左官工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技術士
◇石積（張）工事 ◇コンクリートブロック積（張）工事	石工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技術士 □1級建築施工管理技術士
◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事 ◇空調調和設備工事 ◇給排水・給湯設備工事 ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事 ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事 ◇ガス配管工事 ◇ダクト工事 ◇管内更正工事	管工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級管工事施工管理技術士 □技術士（機械部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」、「衛生工学部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センターの行う平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習を受講した者
◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事 ◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 ◇屋外広告塔工事 ◇閘門・水門等の門扉設置工事	鋼構造物工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技術士 □1級建築施工管理技術士 □1級建築士 □技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） □技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センター及び財団法人日本建設機械化協会の行う平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行う平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別講習を受講した者
◇鉄筋加工組立工事 ◇ガス圧接工事	鉄筋工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技術士
◇アスファルト舗装工事 ◇コンクリート舗装工事 ◇ブロック舗装工事 ◇路盤築造工事	舗装工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技術士 □1級建設機械施工技術士 □技術士（建設部門） □技術士（総合技術監理部門「建設部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センター及び財団法人日本建設機械化協会の行う平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別講習を受講した者

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る監理技術者の資格
◇屋根ふき工事	屋根工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇発電設備工事 ◇送配電線工事 ◇引込線工事 ◇変電設備工事 ◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 ◇照明設備工事 ◇電線工事 ◇信号設備工事 ◇ネオン装置工事	電気工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級電気工事施工管理技士 □技術士（電気電子部門、建設部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた ・H6、H7又はH8年度に1級検定に合格した者 ・（財）建設業振興基金の行H7年度又はH8年度の電気工事技術者特別認定講習を受けた者
◇コンクリートブロック積（張）工事 ◇レンガ積（張）工事 ◇タイル張り工事 ◇梁炉工事 ◇石綿スレート張り工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇板金加工取付工事 ◇建築板金工事	板金工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇ガラス加工取付工事	ガラス工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇塗装工事 ◇溶射工事 ◇ライニング工事 ◇布張り仕上げ工事 ◇鋼構造物塗装工事 ◇路面標示工事	塗装工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □1級建築施工管理技士
◇浚渫工事	浚渫工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（建設部門、水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」）
◇アスファルト防水工事 ◇モルタル防水工事 ◇シーリング工事 ◇塗膜防水工事 ◇シート防水工事 ◇注入防水工事	防水工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇インテリア工事 ◇天井仕上げ工事 ◇壁張り工事 ◇内装間仕切り工事 ◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事 ◇ふすま工事 ◇家具工事 ◇防音工事	内装仕上工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事 ◇内燃機発電設備工事 ◇集塵機器設置工事 ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事 ◇ダム用板設置工事 ◇遊戯施設設置工事 ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事 ◇立体駐車場設備工事	機械器具設置工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（機械部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）
◇冷暖房設備 ◇冷凍冷蔵設備 ◇動力設備又は燃料工事業 ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇電気通信線路設備工事 ◇電気通信機械設置工事 ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事 ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事 ◇TV電波障害防除設備工事	電気通信工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（電気電子部門） □技術士（総合技術監理部門「電気電子部門」）
◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事 ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事 ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事 ◇屋上等緑化工事	造園工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級造園施工管理技士 □技術士（建設部門、森林部門・選択科目「林業又は森林土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、森林部門・選択科目「林業」又は「森林土木」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた ・H6、H7又はH8年度に1級検定に合格した者 ・（財）建設業振興基金の行H7年度又はH8年度の電気工事技術者特別認定講習を受けた者
◇さく井工事 ◇観測井工事 ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事 ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事 ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事 ◇揚水設備工事	さく井工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（上下水道部門・選択科目「上下水道及び工業用水道」） □技術士（総合技術監理部門「上下水道及び工業用水道」）
◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事 ◇金属製カーテンウォール取付工事 ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事 ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事	建具工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事	水道施設工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」）
◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしこ・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」）
◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事	清掃施設工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」）
◇解体工事	解体工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士※1 □1級建築施工管理技士※1 □技術士（建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）※1 ■令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。

※1 令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。
技術士合格者については、平成28年度以降合格者も解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格等一覧

建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧

2023/7/1施行

 特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格
 一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格
 枠内の数字: 資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

(※) 特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

資格区分	建設業の種類																													
	土木	建築	大工	左官	コンクリート・土・石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	測量	水道施設	消防施設	清掃施設	解体		
建設業法(技術検定)	1級建設機械施工管理技士																													
	1級建設機械施工管理技士補																													
	2級建設機械施工管理技士																													
	2級建設機械施工管理技士補																													
	1級土木施工管理技士				3		3			3	3	3					3				3		3		3		3	3	注1	
	1級土木施工管理技士補				3	3	3	3		3	3	3					3	3			3		3		3	3	3	3	注1	
	2級土木施工管理技士	種別	土木			5	5	5		5	5	5					5	5			5		5		5	5	5	5	注1	
			鋼構造物塗装			5	5	5	5		5	5	5					5	5			5		5		5	5	5	5	注1
			薬液注入			5	5	5	5		5	5	5					5	5			5		5		5	5	5	5	注1
	2級土木施工管理技士補				5	5	5	5		5	5	5				5	5			5		5		5	5	5	5	注1		
	1級建築施工管理技士				3	3	3	3	3		3	3				3	3	3	3	3	3		3		3	3	3	3	注1	
	1級建築施工管理技士補				3	3	3	3	3		3	3				3	3	3	3	3	3		3		3	3	3	3	注1	
	2級建築施工管理技士	種別	建築			5	5	5	5	5		5	5				5	5	5	5	5		5		5	5	5	5	注1	
			躯体			5	5	5	5		5	5	5				5	5	5	5	5		5		5	5	5	5	注1	
			仕上げ			5	5	5	5		5	5	5				5	5	5	5	5		5		5	5	5	5	注1	
	2級建築施工管理技士補				5	5	5	5	5		5	5				5	5	5	5	5		5		5	5	5	5	注1		
	1級電気工事施工管理技士																					3						3		
	1級電気工事施工管理技士補																					3						3		
	2級電気工事施工管理技士																					5						5		
	2級電気工事施工管理技士補																					5						5		
1級管工事施工管理技士												3	3	3						3	3		3	3	3	3	3			
1級管工事施工管理技士補												3	3	3						3	3		3	3	3	3	3			
2級管工事施工管理技士												5	5	5						5	5		5	5	5	5	5			
2級管工事施工管理技士補												5	5	5						5	5		5	5	5	5	5			
1級電気通信工事施工管理技士																														
1級電気通信工事施工管理技士補																														
2級電気通信工事施工管理技士																														
2級電気通信工事施工管理技士補																														
1級造園施工管理技士					3	3	3	3		3	3	3				3	3			3		3		3		3	3			
1級造園施工管理技士補					3	3	3	3		3	3	3				3	3			3		3		3		3	3			
2級造園施工管理技士					5	5	5	5		5	5	5				5	5			5		5		5	5	5	5			
2級造園施工管理技士補					5	5	5	5		5	5	5				5	5			5		5		5	5	5	5			
建築士法(建築士試験)	1級建築士																													
	2級建築士																													
技術士法(技術士試験)	水道建築士																													
	建築設備士(注2)																													
	建設(「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設)(「鋼構造及びコンクリート」)																												注1	
	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理(建設)(「鋼構造及びコンクリート」を除く))																												注1	
	農業(「農業農村工学」・総合技術監理(農業)(「農業農村工学」))																													
	電気電子・総合技術監理(電気電子)																													
	機械(「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理(機械)(「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」))																													
	機械(「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理(機械)(「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く))																													
	上下水道(「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道)(「上下水道及び工業用水道」))																													
	上下水道(「下水道」・総合技術監理(上下水道)(「下水道」))																													
	水産(「水産土木」・総合技術監理(水産)(「水産土木」))																													
	森林(「林業・林産」・総合技術監理(森林)(「林業・林産」))																													
	森林(「森林土木」・総合技術監理(森林)(「森林土木」))																													
	衛生工学(「水質管理」・総合技術監理(衛生工学)(「水質管理」))																													
	衛生工学(「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学)(「廃棄物・資源循環」))																													
	衛生工学(「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学)(「建築物環境衛生管理」))																													

令和5年7月施行 国土交通省資料「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」参照
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>

資格区分	建設業の種類																												
	土木	建築	大工	左官	とび・こくりーと	石	電機	電気	管	タイル・レンガ	窯業・煉瓦	鉄筋	舗装	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	測量	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
電気工事士法 (電気工事士試験)								3																					
電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等)								5																					
電気通信事業法 (電気通信主任技 術者試験)																						3							
電気通信事業法 (工事担任者)																						3							
水道法 (給水装置工事主 任技術者試験)									1													3							
消防法 (消防設備士試 験)																													
職業能力開発促進法 (技能検定)	甲種消防設備士																												
	乙種消防設備士																												
	1級建築大工		3																										
	2級建築大工		3																										
	1級型枠施工																												
	2級型枠施工																												
	1級左官																												
	2級左官																												
	1級とび																												
	2級とび																												
	1級コンクリート圧送施工																												
	2級コンクリート圧送施工																												
	1級ウェルポイント施工																												
	2級ウェルポイント施工																												
	1級冷凍空調機器施工																												
	2級冷凍空調機器施工																												
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)																												
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)																												
	1級タイル張り																												
	2級タイル張り																												
	1級染付																												
	2級染付																												
	1級ブロック建築																												
	2級ブロック建築																												
	1級石材施工																												
	2級石材施工																												
	1級鉄工																												
	2級鉄工																												
	1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工回成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																												
	2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工回成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																												
	1級工場板金																												
	2級工場板金																												
	1級建築板金「ダクト板金作業」																												
	2級建築板金「ダクト板金作業」																												
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																												
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外																												
	1級かわらぶき																												
	2級かわらぶき																												
	1級ガラス施工																												
	2級ガラス施工																												
	1級塗装																												
	2級塗装																												
	路面標示施工																												
	1級量製作・内装仕上げ施工・表装																												
	2級量製作・内装仕上げ施工・表装																												
1級熱絶縁施工																													
2級熱絶縁施工																													
1級建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
2級建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
1級造園																													
2級造園																													
1級防水施工																													
2級防水施工																													
1級さく井																													
2級さく井																													
地すべり防止工事士(注3)																													
その他	基礎ぐい工事(注4)																												
	1級設計士(注5)																												
	解体工事施工士(注6)																												

7-1) 登録内容確認書

登録のための確認のお願い

登録内容確認書

登録のための確認のお願い

〇〇精工株式会社 御中

以下の工事実績データの登録内容について確認をお願いします。

(請負者)
株式会社JACICテスト

登録対象工事情報	
登録種別	受注登録
登録番号	
件名	赤坂地区テスト工事
請負金額(税込)	15,000,000 円(1000万円)
契約工期	2023年07月01日 ~ 2024年02月28日(令和5年7月1日 ~ 令和6年2月28日)
発注機関名	〇〇精工株式会社
契約方式	一般競争入札方式(簡易)
受注形態	単独

締結に際しての留意事項
・登録内容の詳細は「当該工事の登録種別」および「登録予定の工事実績データ(明細)」を参照してください。

登録内容の事前確認結果 ※以下を記入して登録企業担当者へ渡してください。

発注機関確認担当者
記入欄
発注機関名 : 〇〇精工株式会社

※確認がある場合は、正しい内容を空白に記入してください。

所属部署名 : テスト課
担当者氏名 : 確認太郎

※確認年月日や確認者名を記入しない場合は、本件の登録を部外承認が必要となります。メール等で企業へご連絡ください。

確認年月日 : 年 月 日
確認者氏名 : _____

JACICへの連絡事項 ※JACICに本欄票を提出する場合は必ず記入してください。

登録企業担当者
記入欄
提出年月日 : 年 月 日
担当者氏名 : _____
所属部署名 : _____
TEL : _____

14 2023XXXXXXXX

受注企業が作成した実績データを
発注機関に確認依頼する書類です。
(最初のページを表示しています。)

登録内容確認書(工事実績)

株式会社JACICテスト 御中

以下の内容は一般財団法人日本建設情報総合センターに工事実績として登録されていることを確認しました。
※登録内容確認システムの利用(発注機関) : 利用している

登録工事情報	
登録種別	受注登録
受付年月日	2023年XX月XX日
登録年月日	2023年XX月XX日
登録番号	89999999
件名	赤坂地区テスト工事
請負金額(税込)	15,000,000 円
契約工期	2023年07月01日 ~ 2024年02月28日
発注機関名	〇〇精工株式会社
契約方式	一般競争入札方式(簡易)
受注形態	単独
請負者名称	株式会社JACICテスト

※登録内容の詳細は「当該工事の登録種別」および「工事実績データ(明細)」を参照してください。

本書発行年月日 2023年XX月XX日

一般財団法人日本建設情報総合センター
理事長 山田 翔

14 2023XXXXXXXX

実績データの登録後、
JACICが発注企業に発行する書類です。
(最初のページを表示しています。)

2-3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識

1. 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(シール)

2. 電子申請方式適用工事現場標識(シール)

建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に参加していれば、退職金を受け取ることができます。

工事名 _____ 発注者名 _____

元請事業主名 _____ 共済契約者番号 _____

見本

労働者の皆様へ
労働者の皆様へ
労働者の皆様へ

建退共事業本部

この工事現場は、建退共の掛金を電子申請方式により納付しています。

見本

労働者の皆様へ
この工事現場で働いた分の経額は共済手帳に貼り付けられませんが、就労日数に応じた掛金は、一月毎の就労状況報告により電子的に現金で納付されます。納付状況は雇用主へ通知しておりますので、必要に応じてご確認ください。

雇用主の皆様へ
元請事業主を通じて納められた掛金の納付状況は、雇用主の方も電子申請方式を利用していれば、建退共のホームページ上にある電子申請専用サイトで確認することができます。労働者の方から納付状況についての問い合わせがありましたら、それぞれの納付状況をお知らせください。

建退共制度についてはこちら→

電子申請方式に関するお問い合わせにつきましては、建退共本部ヘルプデスクにご連絡ください。
建退共本部 電子申請方式専用ヘルプデスク:0120-006-175

- ・サイズ/横420×縦297mm(大)
 - ・A4サイズ/横297×縦210mm(小)
 - ・裏面ノリ付き
- ※A3A4の記載内容は共通です。

- ・A4サイズ/横297×縦210mm
 - ・裏面ノリ付き
- ※電子申請方式を採用した工事現場には、『1』の現場標識に加えて掲示してください。

4-1) 労災保険関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

35cm以上

25cm以上

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（第77条）
 （建設の事業の保険関係成立の標識）
 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、
 労災保険関係成立票（様式第二十五号）を見易い場所に掲げなければならない。

6-1) 施工体制台帳②（作業員名簿）（左面）

施工体制台帳の記載例②

【建設工事に従事する者に関する事項】
（いわゆる作業員名簿）

作業員名簿

事業所の名称・現場ID ○○整備工事 国交建設事業所 (92929292929292) 全体工事の事業名称等 (令和3年3月10日作成)

施工現場の所長名

建設工事に従事する者の氏名・ふりがな

建設工事に従事する者の記号を記入

作業員名簿を作成又は変更した日付

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな		職種 ※	生年月日		健康保険	
	氏名			年齢	年金保険		
	技能者ID				雇用保険		
1	どぼく まなぶ		電気 (現主)	〇〇年 〇月 〇〇日	健康保険組合	雇用保険番号の被保険者番号の下4桁	
	土木学			□□歳	厚生年金		
	1111111111111111				雇用保険		
2	むらした こうじ		電気 (安)	〇〇年 〇月 〇〇日	健康保険組	AAAA	
	村下 工事			□□歳	厚生年金		
	1111111111111111				雇用保険		
3	げんば りょうじ		土木	〇〇年 〇月 〇〇日	健康保険組合	AAAA	
	現場 良治			□□歳	厚生年金		
	1111111111111111				雇用保険		
				年 月 日			
				歳			
				年 月 日			
				歳			
				年 月 日			
				歳			
				年 月 日			
				歳			

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人 (作) …作業主任者（(注) 2.） (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
- (主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
- (晋) …外国人技能実習生 (就) …外国人建設就労者 (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、労働安全衛生法により認められていないので、複数の選任としなければならない。

○注意
 1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
 2. 〇〇部分は建設業法で定められた記載事項です。
 3. 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

6-1) 施工体制台帳②（作業員名簿）（右面）

※一次下請の井壁上工業(株)が元請の国交建設(株)に提出したものの例。施工体制台帳作成義務のある元請は施工体制台帳の記載の一部をこの作業員名簿の添付に代えて構わない。

作業員名簿を提出した年月日

元請 確認欄

国交建設株式会社

提出日 令和3年 3月 11日

一次会社名 井壁上工業(株) (次)会社名
 ・事業者ID (00000000000000) ・事業者ID

建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
有	職長	建設工事に従事する者が受けている技能講習	1級 電気工事施工管理技士	△△年△△月△△日
無			△△年△△月△△日	
有	安全衛生責任者	フォークリフト運転	1級 電気工事施工管理技士補	△△年△△月△△日
無			△△年△△月△△日	
有	建設工事に従事する者が受けている教育（雇入・職長・特別）	登録機械土工 基幹技能者		△△年△△月△△日
無			△△年△△月△△日	
共済制度（建退共・中退協）の加入の有無			建設工事に従事する者が取得している資格を記入	年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

- (注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
- (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
- (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

(注) 10 記載は任意

※国土交通省記載例より
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1206777/kisairei.pdf>

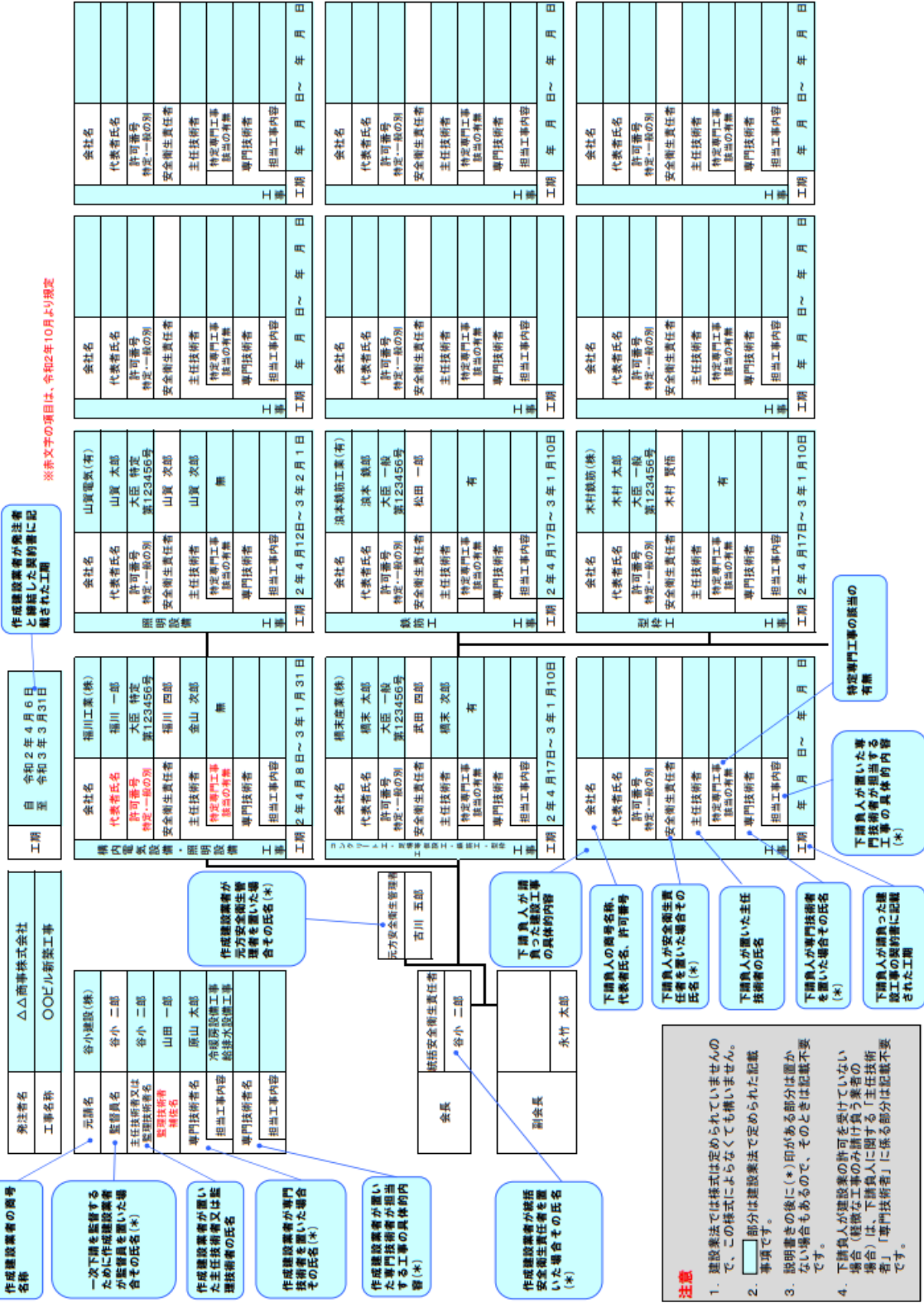
6-1) 施工体系図

令和7年4月1日以降 更新版

施工体系図記載例

令和2年10月1日以降に契約した建設 工事から適用されます。

協議会兼施工体系図



体系図留意事項

- ※1. 令和8年4月1日以降に起工する工事より下請金額の記載は不要。
- ※2. 様式は、樹状式又は表形式のいずれでよい。

※よくわかる建設業法（2025.2版 国交省九州地方整備局）

<https://www.gsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/2502yokuwakarukensetugyoho.pdf>

6-1) 施工体系図 (表形式)

令和8年4月1日以降 追加

施工体系図 (作成例)

標準様式第〇〇号	
発注者名	北海道開発局
工事名称	道道〇〇号線道路改良工事
元請名・事業者ID	北海道建設株式会社(01234567890123)
監督員名	札幌 一郎
監理技術者名	小樽 二郎
監理技術者を補佐する者	旭川 三郎
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

工期	自 2020年6月1日 至 2022年8月31日
----	-----------------------------

会長(総括安全衛生責任者)	函館 四郎
元方安全衛生管理者	室蘭 五郎
副会長	北見 六郎
副会長	
書記	釧路 七郎

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する。

番号	請負 次数	企業名・事業者ID	代表者氏名	工事内容	工期	建設業許可番号1	建設業許可番号2	安全衛生 責任者	主任 技術者	特定専門 工事担当 の有無	専門技術者	担当 工事内容
1	1	青森建設工業株式会社 (12345678901234)	八戸 一郎	一般土木工事	2020年6月8日～ 2021年8月31日	とび・土工事業 知事 (般-1)第12345号		三沢 二郎	弘前 三郎	無		
	2	岩手建設株式会社 (23456789012345)	盛岡 一郎	とび・土工工事	2020年8月19日～ 2021年8月31日	とび・土工事業 知事 (般-29)第34567号		安比 二郎	平泉 三郎	無		
	2	株式会社秋田建設 (34567890123456)	本庄 一郎	一般土木工事	2020年8月19日～ 2021年8月31日	とび・土工事業 知事 (特-9)第45678号		由利 二郎	大湯 三郎	無		
2	3	宮城王送株式会社 (45678901234567)	松島 一郎	コンクリート工事	2020年8月26日～ 2021年8月31日	とび・土工事業 知事 (般-1)第56789号		石巻 二郎	女川 三郎	無		
	1	関東工業株式会社 (01234567890123)	東京 一郎	一般土木工事	2020年9月1日～ 2021年8月31日	とび・土工事業 知事 (般-1)第01234号		足立 二郎	大田 三郎	無		
	2	千葉建設株式会社 (00123456789012)	柏 一郎	型枠工事	2020年9月1日～ 2021年8月31日	大工事業 知事 (般-29)第00123号	とび・土工事業 知事 (般-29)第00123号	松戸 二郎	成田 三郎	無		
3	3	株式会社茨城土建 (00012345678901)	水戸 一郎	型枠工事	2020年9月1日～ 2021年8月31日	大工事業 知事 (般-29)第00124号		日立 二郎	鹿島 三郎	無		
	2	神奈川鉄筋株式会社 (0001234567890)	横浜 一郎	鉄筋工事	2020年9月1日～ 2021年8月31日	鉄筋工事 知事 (般-29)第00125号		川崎 二郎	厚木 三郎	無		
	3	有限会社埼玉鉄筋 (0000123456789)	大宮 一郎	鉄筋工事	2020年9月21日～ 2021年8月31日	鉄筋工事 知事 (般-29)第00126号		春日部 二郎	草加 三郎	無		
3	3	有限会社群馬鉄筋 (0000012345678)	前橋 一郎	鉄筋工事	2020年9月21日～ 2021年8月31日	鉄筋工事 知事 (般-29)第00127号		高崎 二郎	赤城 三郎	無		

体系図留意事項

- ※1. 令和8年4月1日以降に起工する工事より下請金額の記載は不要。
- ※2. 様式は、樹状式又は表形式のいずれでよい。

※よくわかる建設業法 (2025.2版 国交省九州地方整備局)

<https://www.gsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/2502yokuwakarukensetugyoho.pdf>

5-1) 建設業許可標識

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る)現場(現場は元請のみ)ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。(建設業法第40条)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣許可()第 号	
	この店舗で営業している建設業			

40cm以上

記載要領
「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

(平成13年1月6日施行)

建設業の許可を受けた建設業者(元請)が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日				

35cm以上

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

(令和6年12月13日施行)

- **一般建設業と特定建設業：**
一般建設業の許可建設業者は発注者から直接受注した工事について、総額5,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上の下請契約を締結することはできません。
- **大臣許可と知事許可：**
2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可
1つの都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者は県知事許可
- **許可の有効期限：**
許可の有効期限は5年間
許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

9-1) 監理技術者資格者証および講習

令和7年4月1日以降 更新版

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(建設業法第26条第5項)

資格者証が必要となる工事(下表)

建設業の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事で4,500万円以上(建築一式工事の場合は9,000万円以上)	5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)	監理技術者	必要
		5,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満)	主任技術者	不要

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(建設業法第26条第6項)

氏名	年 月 日 生 本 籍		
住所			
写 真	新 旧 文 付	年 月 日 文 付	年 月 日
	交 付 番 号	第	号
	監 理 技 術 者 資 格 者 証		
平成 年 月 日			まで有効
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			印
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土木・建築・石工・電気・機械・情報・建設機械・建設機械運転士		
有・無			

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
履歴	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

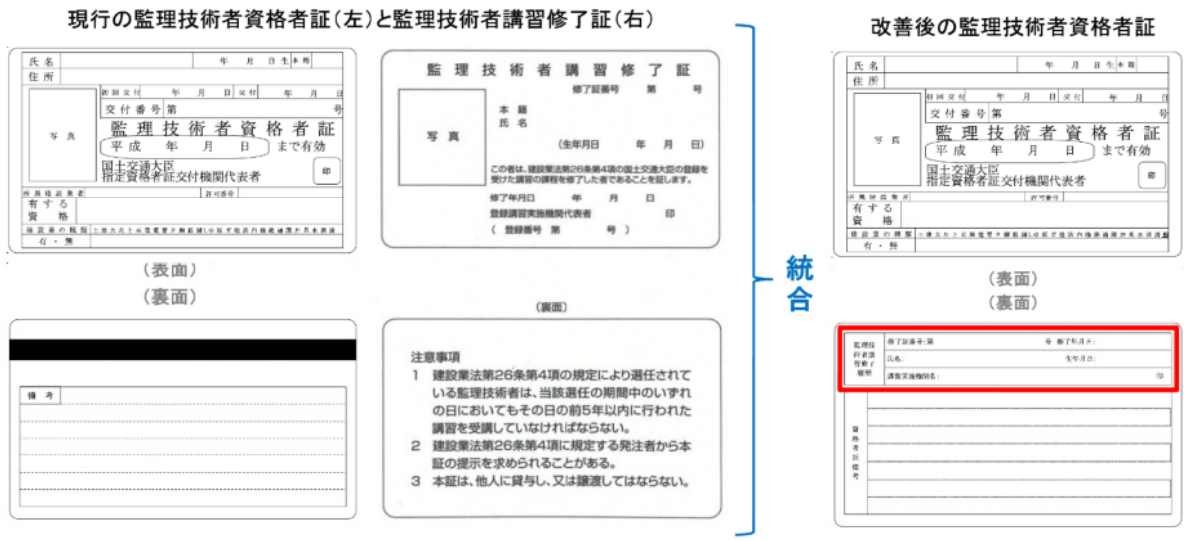
※講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

※よくわかる建設業法 (2025.2版 国交省九州地方整備局)

<https://www.gsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/2502vokuwakarukensetugyoho.pdf>

監理技術者資格者証と監理技術者講習終了証の統合について (H28年6月1日以降)

● 平成28年6月1日より、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合。



(見本)

平成28年6月1日以降



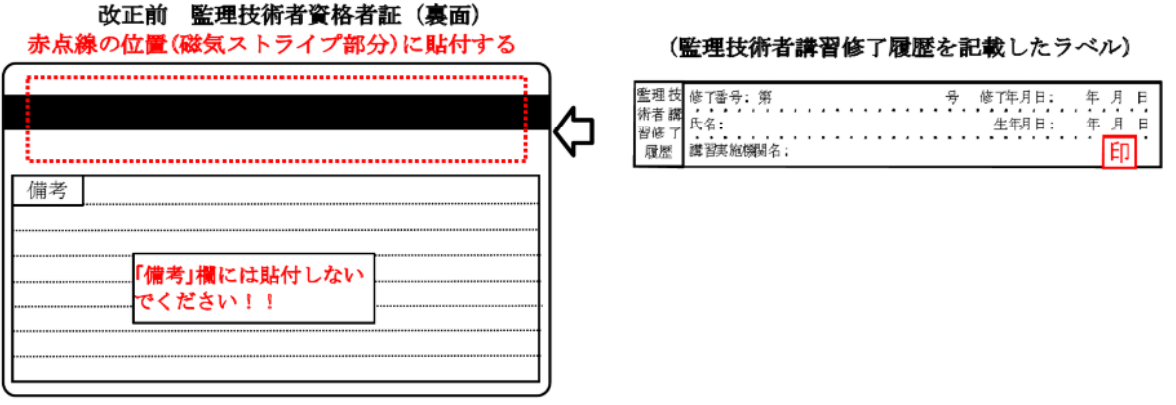
(おもて)



(うら)

改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方が監理技術者講習を修了された場合

下図のような改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方は、裏面の磁気ストライプ部分(備考欄の上)へ「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を貼付することとなります。



16-2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

国土交通省 建設リサイクル推進施策 情報交換システム

再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)の記入例(実施書より)

1/2

表面

1. 工事概要
(赤黄色セルは必須入力箇所です。)
計画書(建設リサイクル法14条通知対応)は1、2頁に記入、実施書(建設リサイクル法18条報告)は3、4頁に記入
元申請者が法人の場合、「法人番号公表サイト」で検索し法人番号を記入
https://www.houjin-hangou.na.go.jp/

2. 建設資材搬入工事用 - 建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」, 「建設リサイクル法18条報告」, 「建設リサイクル法14条通知対応」

建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」, 「建設リサイクル法18条報告」, 「建設リサイクル法14条通知対応」

建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」, 「建設リサイクル法18条報告」, 「建設リサイクル法14条通知対応」

2. 建設資材利用実施

建設資材(新設を含む全体の利用) 再生資源の利用状況 再生資材の供給元施設、工事等の名称

分類	小分類	種別	至存利用用途	再生資源の名称	再生資源の単位	再生資源の数量	再生資源の供給元施設	再生資材の供給元施設住所	再生資源利用量
コンクリート	1. 再生コンクリート(再生骨材)	トン	トン	再生コンクリート(再生骨材)	トン	11,227	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11,227
	2. 再生コンクリート(再生骨材)	トン	トン	再生コンクリート(再生骨材)	トン	0	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0
木材	1. 再生木材(再生骨材)	トン	トン	再生木材(再生骨材)	トン	0	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0
	2. 再生木材(再生骨材)	トン	トン	再生木材(再生骨材)	トン	0	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0
アスファルト・砕石	1. 再生アスファルト(再生骨材)	トン	トン	再生アスファルト(再生骨材)	トン	11,107	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11,107
	2. 再生アスファルト(再生骨材)	トン	トン	再生アスファルト(再生骨材)	トン	11,108	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11,108
土砂	1. 再生土砂(再生骨材)	トン	トン	再生土砂(再生骨材)	トン	11,106	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11,106
	2. 再生土砂(再生骨材)	トン	トン	再生土砂(再生骨材)	トン	11,105	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11,105
砕石	1. 再生砕石(再生骨材)	トン	トン	再生砕石(再生骨材)	トン	11,105	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11,105
	2. 再生砕石(再生骨材)	トン	トン	再生砕石(再生骨材)	トン	11,105	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11,105
その他	1. 再生その他(再生骨材)	トン	トン	再生その他(再生骨材)	トン	0	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0
	2. 再生その他(再生骨材)	トン	トン	再生その他(再生骨材)	トン	0	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0
建設資材	1. 再生建設資材(再生骨材)	トン	トン	再生建設資材(再生骨材)	トン	0	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0
	2. 再生建設資材(再生骨材)	トン	トン	再生建設資材(再生骨材)	トン	0	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0

※行が複数あり、1枚目に収まらない場合は、シート2枚目を併用してください。 ※最後に必ず印刷してください。

※国土交通省 リサイクル

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/sysfile_credas/kinyureiR6.pdf

再生資源利用(促進)計画様式 現場揭示様式 記入時の注意事項と機能について

1/1

令和4年度
国土交通省

再生資源利用(促進)計画様式 現場揭示様式記入時の注意事項と付与している機能について説明します。

1 工事1ファイルの作成が必要です。複数工事を記入することはできません。

【注意事項】

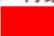
1. 記載内容について

記載内容は、基本的にシート1~5枚目の「様式1・イ 再生資源利用計画書」及び「様式2・ロ 再生資源利用促進計画書」で記載された内容が転記されます。

ただし「発注者の商号、名称又は氏名」欄については手入力で記載をお願いいたします。

再生資源利用計画書 - 現場揭示用 -	
1 工事概要	
発注者の商号、名称又は氏名	

2. 背景の色について

 赤色・・・記入必須の項目
赤色が残らないよう作成してください。

3. 出力(印刷)について

出力(印刷)の際にはシート「現場揭示様式」のDN列の「表示」▼をクリックして、「(空白セル)」のチェックを外し、出力をお願いいたします。

The screenshot shows the software interface for the '再生資源利用計画書 - 現場揭示用 -' form. The form is displayed in a grid layout. A context menu is open over the '表示' dropdown in the DN column. The menu options are: 表示(S), 隠す(Q), 色で並べ替え(I), "表示" からフィルターをクリア(C), 色フィルター(1), テキストフィルター(E), 検索, すべて表示, 表示, (空白セル), OK, キャンセル.

※国土交通省 リサイクル

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用促進計画書 ー現場揭示用ー

1. 工事概要

発注者の高号、名称又は氏名	法人番号	作成・更新年月日	令和	年	月	日から
	株式会社					日まで
	会社所在地	TEL	工事責任者			
工事名	工事施工場所	工期	令和	年	月	日から
						日まで

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (総量等) =②+③	現場内利用		現場外搬出先名	搬出先の種類	③現場外搬出量 小数量第三位まで	うち現場内改良分 小数量第三位まで	④再生資源 利用促進率 ②/① (%)
		②利用量	③改良分					
コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10				0%
建設副産物(注一) の性状(注二)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10				0%
建設副産物(注一) の性状(注二)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10				0%
建設副産物(注一) の性状(注二)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10				0%
建設副産物(注一) の性状(注二)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10				0%

第三種 建設業士	0.000 坪山m ²	0.000 坪山m ²	築出集1	坪山m ²	坪山m ²	0%
			築出集2	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集3	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集4	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集5	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集6	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集7	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集8	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集9	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集10	坪山m ²	坪山m ²	
第四種 建設業士	0.000 坪山m ²	0.000 坪山m ²	築出集1	坪山m ²	坪山m ²	0%
			築出集2	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集3	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集4	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集5	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集6	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集7	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集8	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集9	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集10	坪山m ²	坪山m ²	
普通工以外の業士 (建設業士)	0.000 坪山m ²	0.000 坪山m ²	築出集1	坪山m ²	坪山m ²	0%
			築出集2	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集3	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集4	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集5	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集6	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集7	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集8	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集9	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集10	坪山m ²	坪山m ²	
原簿業士 (建設業士を除く)	0.000 坪山m ²	0.000 坪山m ²	築出集1	坪山m ²	坪山m ²	0%
			築出集2	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集3	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集4	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集5	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集6	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集7	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集8	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集9	坪山m ²	坪山m ²	
			築出集10	坪山m ²	坪山m ²	

※ 業注書と照らし、必要に応じて記載

※国土交通省 リサイクル

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

19-2) 指定建設機械

「排出ガス対策型建設機械」の標識

可搬式建設機械の表示



車両系建設機械の表示



トンネル工専用建設機械の表示



【特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（オフロード法）基準適合表示】

オフロード法と指定制度の両方にかかる建設機械は、オフロード法による表示のみが表示されるのでこのラベルを確認すること。

基準適合表示



少数特例表示

（生産台数が年間30台以下かつ総生産台数が100台以下の機械に適用）



「低騒音型建設機械」の標識



備考

1. 色彩は地を青色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は80mm以上とする。
3. 平成9年10月1日より、標識に記載された数字が「89」であるものは、低騒音（超低騒音型）建設機械とはみなされなくなりました。

「低振動型建設機械」の標識



備考

1. 色彩は地を緑色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は80mm以上とする。

6-1) 働き方自己診断チェックリスト（一人親方確認用）

働き方自己診断チェックリスト

記 入 日¹: _____ 年 _____ 月 _____ 日

チェックリスト記入者: _____

契約の相手方 / 担当者²: _____

<p>Point 1 依頼に対する諾否</p> <p>仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある</p> <p>B <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない</p>
<p>Point 2 指揮監督</p> <p>日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する</p> <p>B <input type="checkbox"/> 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く</p>
<p>Point 3 拘束性</p> <p>仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 基本的には自分で決められる</p> <p>B <input type="checkbox"/> 会社などから具体的に決められている</p>
<p>Point 4 代替性</p> <p>あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 代役を立てることも認められている</p> <p>B <input type="checkbox"/> 代役を立てることは認められていない</p>
<p>Point 5 報酬の労務対償性</p> <p>あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い</p> <p>B <input type="checkbox"/> 日や時間あたりいくらで決まっている</p>
<p>Point 6 資機材等の負担</p> <p>仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 自分で用意している</p> <p>B <input type="checkbox"/> 会社が用意している</p>
<p>Point 7 報酬の額</p> <p>同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 正規従業員よりも高額である</p> <p>B <input type="checkbox"/> 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる</p>
<p>Point 8 専属性</p> <p>他社の業務に従事することは可能ですか？</p>	<p>A <input type="checkbox"/> 自由に他社の業務に従事できる</p> <p>B <input type="checkbox"/> 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している</p>

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
- ・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

(技術者の資格内容で経営審査時の様式を活用した場合)※任意様式でもかまいません。

(用紙A4)

実務経験証明書

提出日を記入します。

令和 ○年 ○月 ○日

下記の者は、**建築一式** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

↑
 施工体制台帳、再下請負通知書の「施工に必要な許可業種」を記載します。建設工事の業種又は建設業の許可のいずれの記入でもかまいません。

個人事業主の場合は
 事業主の住所・氏名 →

長崎県長崎市○○町○番○号
 有限会社 ○○建設
 代表取締役 ○○ ○○

証明者

選任する技術者の氏名
 ↓

正規雇用の場合は「社員」
 派遣社員・契約社員の場合は「従業員」→

被証明者との関係 **社員**

技術者の氏名	○○ ○○	生年月日	(和暦)平成○○年○○月○○日	使用された期間	(和暦)平成○年○○月○から (和暦)平成○年○○月○まで
使用者の商号又は名称	有限会社 ○○建設				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	○○マンション新築工事 他2件			平成○年○月から平成○年○月まで	
工事係長	○○様邸新築工事 他2件			平成○年○月から平成○年○月まで	
工事課長	○○小学校管理教室棟外部改修工事 他1件			平成○年○月から平成○年○月まで	
↑ 工事主任、工事係長、工事課長、施工担当、作業員、職長など具体定に記入してください。 「建築一式工事」の場合は、総合的な企画、指導、調達のもとに建築物を建設する職名であるか、を確認してください。一作業員の経験となっていないかに注意が必要です。	↑ 1年毎に期間を区切り、代表する工事名を記入することも可とします。ただし、10年間で1行を表示することは認められません。			↑ それぞれの期間が重複しないように記載してください。	
	その企業に雇用されている(雇用されていた)期間を記入して下さい。実務経験を積んだ期間ではなく、実務経験に含まない業務を担当した期間も含んだ実際に雇用されていた期間の合計を記載します。			年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
会社が解散してしまつて事業主に確認が取れない場合など、証明者と使用者の商号又は名称が異なる場合があります。その際には次の例のように具体的な理由を記載してください。 例「令和○年○月 会社解散のため。」 「令和○年○月 事業主死亡のため。」			↓ 年 月から 年 月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 ○○年 ○○月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

↑
 学校や指定学科では、3年、5年の場合もありますので、ご注意ください。

施工プロセスチェックの手引き
【建築工事編】

初版	平成22年	11月1日	発行
改訂版	平成23年	4月1日	発行
改訂版	平成24年	4月1日	発行
改訂版	平成25年	6月1日	発行
		⋮	
		⋮	
改訂版	令和2年	4月1日	発行
改訂版	令和3年	4月1日	発行
改訂版	令和4年	4月1日	発行
改訂版	令和5年	4月10日	発行
改訂版	令和6年	4月19日	発行
改訂版	令和7年	2月6日	発行
改訂版	令和8年	4月決裁日	発行

長崎県土木部建築課